

(概要版)

目次自書本編の関連頁								
本県の環境施策の枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ― 秋田県環境基本計画(重点プロジェクト)の現状と目標・・・・・・・・・・・・ 1 ―								
自然とのふれあいの確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13 20 25 31 34							
第2章 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の対策 10 水・土壌環境の保全 13 化学物質対策 17 廃棄物の発生抑制と循環的利用、適正処理の推進 19 公害紛争の処理及び環境事犯の取締り 24 福島第一原発事故に伴う放射能対策 25	58 78 85 106							
第3章 地球環境保全への積極的な取組 27 — 地球温暖化対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122							
第4章 環境保全に向けての全ての主体の参加 32 ー 環境教育・環境学習の推進 35 ー 環境に配慮した自主的行動の推進 35 ー 広域的な協力体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	129 129							

令和2年版環境白書の本編、資料編については、秋田県公式サイト美の国あきたネットに掲載していますので、ご活用ください。 http://www.pref.akita.lg.jp/

秋 田 県

本県の環境施策の枠組み

本県では、「秋田県環境基本条例」に基づき「第2次秋田県環境基本計画」を策定し、「豊 かな水と緑」を将来に伝え残していくことを目指して、環境保全に関する施策を計画的・総 合的に推進しています。

秋田県環境基本条例

本県では、平成9年12月に「環境保全に関する基本理念」、「県・市町村・事業者・県民の責 務1、「環境施策の基本的な事項」などを明らかにした環境施策の指針となる「秋田県環境基本 **条例** を制定しました。

条例第11条で、県は毎年環境の状況、環境の保全に関して講じた施策の概況等を公表するこ ととしており、これらをとりまとめたものを「環境白書」として公表しています。



秋田県環境基本計画

秋田県環境基本条例に基づき、環境保全に関する施策を計画的・総合的に推進するため、平 成10年3月に「第1次秋田県環境基本計画」を策定しました(平成15年6月に改定)。

また、平成23年6月には、「第2次秋田県環境基本計画」を策定しております(平成28年 3月に改定)。

この計画では、県民がそれぞれの立場で果たすべき役割や環境の保全に向けた具体的な取組 の指針を示しています。

目指すべき環境像

豊かな水と緑あふれる秋田 ~みんなで環境先進県を目指して~



基本方針

- ○自然と人との共存可能 な社会の構築
- ○環境への負荷の少ない 循環を基調とした社会 の形成
- ○地球環境保全への積極 的な取組
- ○環境保全に向けての全 ての主体の参加

第2次秋田県環境基本計画(重点プロジェクト)の現状と目標

	項	目		単位	現状(年度)	目標値(年度)		
1	生物多様性の確保							
	県自然環境保全地域等の指定	数		地域	22 (R1)	23 (R2)		
	レッドリスト見直し対象分類群数	t .		群	6 (R1)	8 (R2)		
2	自然と人が共存した持続可能	能な農業・林業	進					
	農地等の保全活動取組面積			ha	107,045 (R1)	111,000 (R2)		
	保安林の累積整備面積(平成1	3年度からの累積	面積)	ha	40,234 (R1)	62,736 (R2)		
	スギ人工林間伐面積			ha	4,761 (R1)	6,400 (R2)		
	木質バイオマス燃料の利用量			t	489,386 (R1)	157,000 (R2)		
	農山村と都市住民等の交流参加	1111名数		千人	10,859 (R1)	11,000 (R2)		
	三大湖沼の水質保全							
	十和田湖	湖心	COD※1	mg/L	1.5 (R1)	1以下(R2)		
	田沢湖	湖心	pH※1	_	5.0 (R1)	6以上(R2)		
	ш // нл	ANTO	COD※1	mg/L	0.5未満(R1)	1以下(R2)		
		湖心	COD※1	mg/L	9.0 (R1)	7.1 (R6) ×		
		(調整池)	全窒素※1	mg/L	0.97 (R1)	0.84 (R6) ×		
	八郎湖	(回)五巨/巴/	全りん※1	mg/L	0.075 (R1)	0.065 (R6) *		
		大潟橋	COD※1	mg/L	12.0 (R1)	7.8 (R6) *		
		(東部承水路)	全窒素※1	mg/L	1.2 (R1)	1.1 (R6) *		
		(米即外水面)	全りん※1	mg/L	0.081 (R1)	0.072 (R6) *		
		野石橋	COD※1	mg/L	14.0 (R1)	9.7 (R6) **		
		(西部承水路)	全窒素※1	mg/L	1.4 (R1)	1.2 (R6) *		
		(EIII)/F(/)(EI/	全りん※1	mg/L	0.075 (R1)	0.062 (R6) **		
4	河川の水質保全							
	公共用水域環境基準適合率(E	OD·COD)		%	89.0 (R1)	95 (R2)		
	生活排水処理施設普及率			%	88.0 (R1)	95 (R17) %:		
5	化学物質による環境汚染の							
	ダイオキシン類環境基準達成率			%	100 (H30)	100 (R2)		
6	廃棄物の減量化・リサイクル					T		
	【基本目標】循環利用率 ※3			%	9.6 (H25)	13.0 (R2)		
	県民1人1日当たりごみの排	出量		グラム	989 (H30)	940 (R2)		
	一般廃棄物最終処分量			チトン	32 (H30)	33 (R2)		
	産業廃棄物排出量			チトシ	2,485 (H30)	2,260 (R2)		
	産業廃棄物最終処分量			チトン	271 (H30)	295 (R2)		
	県認定リサイクル製品の認定	数(累計)		製品	423 (R1)	389 (R2)		
7	地球温暖化対策の推進					l		
	県内の温室効果ガス排出量 (平成2年度の排出量を100%)	こした割合)	%	95 (H28)	74 (R12)			
	新エネルギー導入量(原油換算	した量)		千kL	1,027 (H30)	1,439 (R12)		
8	環境教育・環境学習の推進と	県民運動の展	開					
	こどもエコクラブ会員数(累計)			人	27,804 (R1)	32,000 (R2)		
	環境あきた県民塾受講者数(累	(計)		人	1,186 (R1)	1,150 (R2)		

- ※II CUDIAつ※個、PH、 至繁末、至りんは平均個である。 ※2 生活排水処理施設普及の目標値は、平成28年度策定の「秋田県生活排水処理整備構想(第4期構想)」で定めている。 ※3 循環規用率は5年毎に調査しているため、平成25年度値が最新である。 ※4 八郎湖の水質保全の目標値は令和元年度策定の「八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第3期)」で定めている。

第1章

自然と人との共存可能な社会の構築

豊かな自然環境の体系的保全

本県は、日本海と奥羽山脈に囲まれた約11,638km²の県土を有しており、そこには多様な自然環境が形成され、多種多様な動植物が見られます。

この恵まれた自然環境は、我々だけではなく、後世にわたり良好な状態で引き継がなければならないものです。そのためには、自然環境調査を行い、それに基づいた体系的な保全を図るとともに、自然とのふれあい活動などを通じて、自然保護意識の普及啓発を推進していく必要があります。

■ 自然保護思想の普及啓発

近年の様々な環境問題に対処するためには、自然を大切にし、自然とふれあい、自然と調和した活動を行う県民意識を育むことが大切です。

自然ふれあい施設である「環境と文化のむら」では、自然との正しい接し方、自然の楽し み方について指導したほか、定期的に自然観察会、講習会を実施しました。

○令和元年度自然環境学習拠点施設の利用者数

施設名	利用者
環境と文化のむら (五城目町)	9,172名



自然観察会

2 自然環境保全地域等の指定・管理

秋田県の貴重な自然環境を保全するために、令和2年3月31日現在、自然環境保全地域が19箇所、緑地環境保全地域が4箇所指定されています。自然環境保全地域では、巡視歩道の管理や標識等の状況確認を行いました。

3 自然環境の保全管理

県内の自然環境の保全状況の把握、保全のための指導を行うために、秋田県自然環境保全条例により自然保護指導員を配置しています。令和元年度は、全県で21名を任命しました。

4 秋田県版レッドデータブック

「レッドデータブック」とは、絶滅のおそれのある野生動植物についての本のことです。 秋田県版レッドデータブックは平成13年度に植物編・動物編が刊行されており、平成20年度には秋田県版レッドデータブック維管束植物以外編(蘚苔類・地衣類)を刊行するとともに、レッドリスト(シャジクモ類:植物)を発表しています。平成21年度から、秋田県版レッドデータブック改訂検討委員会を設置し、改訂に向けた調査や情報収集を行っています。平成25年度に維管束植物のレッドデータブックの改訂版、平成27年度には鳥類、爬虫類、両生類、淡水魚類、陸産貝類の改訂版として「2016動物 I」、令和元年度に哺乳類、昆虫類の改訂版として「2020動物 I」を発刊しました。これらには絶滅のおそれのある種など、1,358種が記載されています。

5 野生鳥獣の保護

県内に生息する多種多様な野生鳥獣の保護・管理のため、鳥獣保護管理事業計画(計画期間5年間)を策定し、鳥獣保護思想の普及啓発、鳥獣保護区の指定、鳥獣の分布調査、鳥獣保護管理員の設置、鳥獣保護センターにおける傷病野生鳥獣の保護、カモシカ、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの生息調査と管理計画の策定などの施策を実施しています。

6 温泉の保護と利用

本県は豊かな温泉資源に恵まれており、令和2年3月31日現在の温泉地数が120地域、浴用・飲用向けの源泉総数が519箇所で、令和元年度の宿泊利用人員は1,431千人となっています。また、大館ぐるみ温泉郷、八幡平温泉郷、田沢湖高原温泉郷、秋ノ宮温泉が国から国民保養温泉地として指定されています。

一方、地熱水の利用による発電等の他目的利用も行われています。

県では、温泉を保護するとともにその適正利用を図るため、温泉法に基づく掘削、動力装置の設置、温泉利用の許可などを行っているほか、温泉保護地域を定め掘削、増掘等の規制を行っています。

〇市町村別温泉源泉数(浴用・飲用分)

令和2年3月31日現在

市町村名	源泉数	市町村名	源泉数	市町村名	源泉数
秋田市	25	大 仙 市	34	五城目町	7
能代市	7	北秋田市	17	八郎潟町	0
横手市	28	にかほ市	14	井川町	0
大館市	46	仙 北 市	48	大 潟 村	2
男 鹿 市	21	小 坂 町	5	美 郷 町	7
湯沢市	86	上小阿仁村	1	羽後町	1
鹿角市	120	三種町	7	東成瀬村	6
由利本荘市	25	八峰町	6		
潟 上 市	3	藤里町	3	県	† 519

※利用・未利用の状況が確認できない源泉は除く。

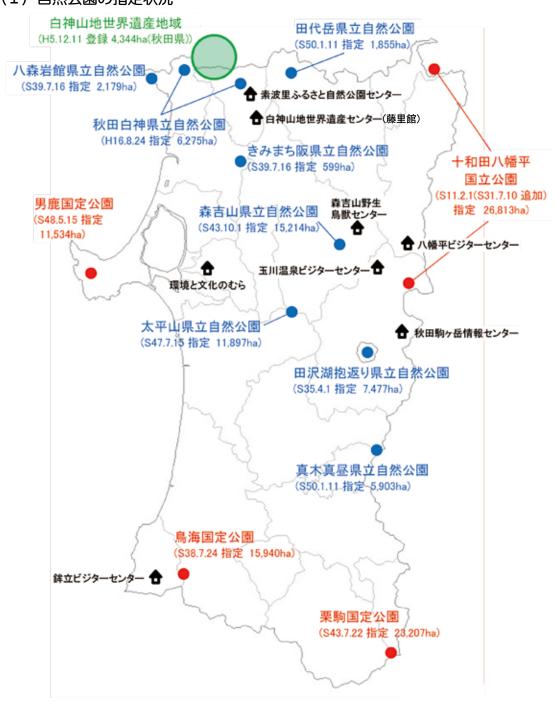
自然とのふれあいの確保

県内には手つかずの原生林が今なお残り、十和田湖、田沢湖といった湖沼や県内各地の特色ある渓谷を四季折々に彩ります。また、活発な火山現象に由来する個性豊かな温泉地が多く、県内外から数多くの利用者が癒やしを求めて訪れています。

近年では、ライフスタイルの多様化を背景に、自然とのふれあいを求める機運が一層高まっており、県では、豊かで美しい秋田の自然を保全しつつ、より積極的に自然に親しんでもらえるような環境づくりに取り組んでいます。

■ 自然公園の保護と整備

(1) 自然公園の指定状況



(2) 自然公園の利用状況

自然公園の適正利用と施設管理を 充実させるため19名の自然公園管 理員を配置し、高山植物の盗採防 止や、マナー向上に向けた呼びか けを行っています。

また、自然保護意識の普及啓発を図る中心的な施設として、ビジターセンターなどを設置し、地勢や動植物などの情報を紹介しているほか、自然素材を活用した体験学習が提供されています。



玉川温泉ビジターセンター

(3) 公園施設の整備

利用者の利便性の向上や安全確保のため、避難小屋や歩道の整備、壊れた施設の改修などを行っています。

○令和元年度に整備した主な自然公園施設



大清水園地公衆トイレ



安の滝歩道

2 森林の総合利用

健康志向の高まりや余暇時間の増大に伴って、森林に対するニーズが多様化してきているなか、森林が有する保健休養などの機能を活用した森林総合利用施設の整備を進めています。

○森林総合利用施設の整備状況

(令和2年3月31日現在)

名 称	箇所	摘要							
いこいの森	47								
立県百年の山	1	能代市							
森林総合利用	35	林業構造改善事業							
	33	森林空間総合整備事業							
生活環境保全林	41	治山事業							

	名	称		箇所	摘 要
県	民	\mathcal{O}	森	1	仙北市
樹	5	Į.	地	3	鹿角市、秋田市、仙北市
学	習交	流の)森	1	学習交流館場内 (秋田市)
体	験	の	森	1	ぶなっこランド内 (八峰町)
合			計	130	

農地、森林、沿岸域の環境保全機能の維持・向上

農地、森林、沿岸域においては、水資源のかん養などの公益的機能をより充実させるとと もに、周辺環境との調和がとれた事業を進めています。

■ 環境と調和した農業の推進

農業は、水資源のかん養や洪水の調節などの県土保全、有機物などの土壌への還元による生態系の保持などに大きな役割を果たしています。また、消費者の関心は、「安心して食べることのできる農産物へ」と変化してきています。

平成27年度に「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が施行され、環境保全型農業を支援する制度が強化されました。本県では、令和元年度に15市町村、1,519haで取り組まれました。

○環境保全型農業への取組

(令和2年3月31日現在)

項題	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
取	組市町村	17市町村	17市町村	16市町村	16市町村	16市町村	15市町村
実	施面積	1,377ha	1,218ha	1,443ha	1,611ha	1,525ha	1,519ha
	カバークロップ	363ha	362ha	490ha	490ha	544ha	493ha
	有機農業	721ha	602ha	640ha	603ha	500ha	459ha
	堆肥の施用	265ha	237ha	287ha	292ha	254ha	255ha
	地域特認	28ha	17ha	25ha	225ha	227ha	312ha

2 森林の保全

本県は、森林面積が県の面積の72%を占めるなど全国有数の森林県です。森林は、木材の生産・販売といった経済的機能のほか、水源のかん養や土砂崩壊の防止、保健休養などの公益的機能を有しています。特に近年は公益的機能について県民の関心が高まっているほか、地球温暖化防止という側面からも注目されています。

県では、これら各機能の高度発揮を図るため、併存する機能に配慮しつつ、森林の資源状況に応じた適正な森林施業の実施や森林の保護等に関する取組を推進し、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ります。

また、平成20年4月には、「ふるさと秋田」の森林を将来にわたって健全に守り育てていくために「秋田県水と緑の森づくり税」を導入し、環境や公益性を重視した森づくりを行っています。

○森林の概要

(平成31年3月31日現在)

X 5	分	面積	室	春 積(千m³	(千m³)		
	JJ	(千ha)	総数	針葉樹	広葉樹		
国有相	林	394	62,900	34,227	28,636		
民有相	林	448	119,454	93,070	26,384		

蓄積の総数については、内訳と一致しない。

○「秋田県水と緑の森づくり税」の仕組み 民 税 県 県民・企業 納税 超過課税分 既存分 基金へ 参画 積立 森 づ 秋田県水と緑の森づくり基金 < 秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会 (県民参加の第三者機関) り 事業協議·報告 \wedge 【委員の構成】 学識経験者、公募委員等 基金を財源として 0意見の反映 事業を実施 参 加 事業の 事業の 検証 報告 秋田県水と緑の森づくり税による事業 豊かな里山林整備事業、マツ林・ナラ林等景観向上事業など



針葉樹と広葉樹の混じった公益的機能の高い森林



広葉樹林での森林環境学習

3 自然環境に配慮した漁港・漁場の整備

漁港周辺には漁業生産上重要な岩礁域が広がっています。この岩礁域には、ホンダワラをはじめとする藻場が分布し、アワビやサザエなどの大切な漁場として地域の漁業者に利用されています。また、藻場は本県の重要な水産資源であるハタハタの産卵場であるほか、多くの魚種にとって生育の場としても重要な機能を持っています。

漁港・漁場の整備に当たっては、今後も自然環境との調和や周辺環境への影響を緩和する構造物、工法などの採用を積極的に推進するとともに、「つくり育てる漁業」の推進により資源水準を維持しながら沿岸域の高度利用を図っていきます。

快適環境の確保

自然と人とが共存できる社会の構築の一環として、緑が身近に感じられる、快適な都市環境を確保・創出するとともに、県民の心のよりどころとなる自然景観や歴史的・文化的遺産の保全を行うなど、快適環境の保全・創出のための施策を行っています。

トラック 快適な都市環境の確保・創出

本県の都市公園の整備状況は、平成30年度末で588箇所、1,648haで、都市計画区域人 □一人当たりの公園面積は21.7㎡となっています。

河川環境については、従来の洪水氾濫防止機能などに加え、多自然川づくりなどの各種事業を実施し、良好な河川及び海岸環境の保全と創出に努めています。

都市周辺の森林については、保健休養機能をはじめ、国土保全機能、水源かん養機能などの公益的な機能を総合的に発揮することができる森林(生活環境保全林)としての整備をしました。整備状況は、令和元年度末で41箇所、1,740haとなっています。



河岸美化活動の推進(三種川)



海水浴客で賑わう本荘海岸(由利本荘市)

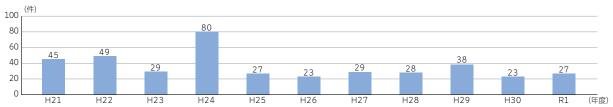
2 自然景観、歴史的・文化的遺産の保全

本県の豊かな自然に恵まれた景観やのどかな風景を守り、心のなごむ県土を将来に引き継ぐために、「秋田県の景観を守る条例」や「秋田県屋外広告物条例」に基づいた規制や指導を行い、地域特性に応じた良好な景観の保全・創出を推進しています。

また、県民文化の基盤を形成している由緒ある史跡や町並みなどを保存して、ふるさとの優れた歴史的・文化的遺産を次の世代に継承していくために、「文化財保護法」や「秋田県文化財保護条例」に基づいて文化財の指定や保護を進め、豊かで地域的な特色を持つ歴史的・文化的環境の保全と活用に努めています。

この基本方針に基づき、心豊かな生活を求める県民のふれあいの場、郷土学習の場として活用できる歴史的環境の整備と自然環境の保全を進めています。

○秋田県の景観を守る条例に基づく建築物又は工作物の新築等の届出件数



環境美化への取組

道路沿いや河川敷、あるいは公園などでは、ボランティアによる地道なクリーンアップ活 動が行われていますが、依然として空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てごみが目につき ます。

このため、県では、住みやすく、美しい秋田を目指して、市町村と連携し、県民参加型の 美化運動の推進に取り組んでいます。

■■ 美しいふるさとづくりに向けた気運の醸成

4月第3日曜日を「あきたビューティフルサンデー」、4月を「あきたクリーン強調月 間 と定め、雪解け後の身近な地域のクリーンアップを呼びかけています。

○秋田県環境美化マスコット「クリンちゃん」

秋田県の環境美化のマスコット、名前はクリンちゃんです。 星やハートなどの3つのマークは「花(ハート)・緑(葉)・夢 (星) | を図案化したもので、これらのマークを人(私たち)が広げ た両腕の中に抱える構図となっています。

広げた両腕から飛び出そうとするマークは、私たち自らの手で美 化に取り組むことにより、未来に向かって秋田県の環境が向上して いくことをイメージしています。



全県的な環境美化活動の輪づくり

(1) みんなでクリーンアップ作戦

県職員が率先して取り組む環境美化活動として、5月~10月の毎月1回、朝の通勤 時間等を利用して、通勤経路や庁舎周辺のクリーンアップを行っています。

(2) あきたクリーンパートナー登録制度

県内で環境美化活動に取り組んでいる5人以上の団体等(住民団体、町内会、学校、 企業等)を「あきたクリーンパートナー」として登録し、清掃活動に必要な物品等を提 供する制度で平成18年度から実施しています。令和元年度末時点では58団体が登録し ています。

(3) 海岸のクリーンアップ

本県の海岸を良好な環境に保つため、様々な海岸漂着物 (海岸に打ち上げられたごみ) 地域対策を行っています。 令和元年度は、県内の海岸、港湾、漁港の22区域におい て、県や市が約464.84トンの海岸漂着物を回収・処理しま 1,7-

また、海岸漂着物発生抑制を目的として、調査や広報活 動を行い、内陸部でポイ捨てされたごみが川を通じて海へ 流出し、海岸漂着物となるおそれがあることを多くの方に 知っていただきました。



普及啓発用リーフレット

第境への負荷の少ない 環境への負荷の少ない 循環を基調とした社会の形成

大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の対策

大気の汚染は、ぜん息、呼吸器疾患などの健康被害や動植物の生態系に対して悪影響をもたらします。大気汚染の原因は、工場・事業場から出されるばい煙や自動車の排出ガスなど、ほとんどが人間の活動によってもたらされるものです。県及び秋田市では、大気汚染防止法や秋田県公害防止条例に基づき良好な大気環境の保全に努めています。併せて日常生活に密着した感覚公害と呼ばれる騒音・振動・悪臭の防止対策にも努めています。

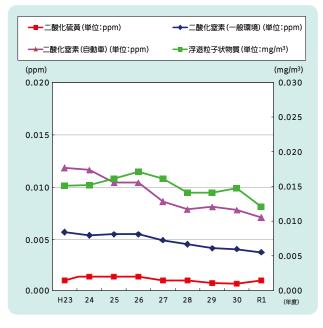
1 大気汚染の現況

大気環境はおおむね良好な状態を保っています。

令和元年度は、二酸化硫黄(11局)、二酸化窒素(16局)、一酸化炭素(2局)、微小粒子状物質(7局)については環境基準を達成しましたが、浮遊粒子状物質については一部の測定局(18局中2局)で環境基準を達成しませんでした。光化学オキシダントについては全て(7局)の測定局で環境基準を達成できませんでしたが、大気汚染防止法で定める光化学オキシダントに関する大気汚染注意報発令基準は下回っています。また、県内では酸性雨が観測されていますが、被害は報告されていません。

発がん性等の人の健康に有害な影響を及ぼすおそれがある有害大気汚染物質についてモニタリングを実施していますが、環境基準が定められているベンゼン等4物質については、基準を超える値は検出されていません。

○大気汚染物質の濃度(年平均値)



○有害大気汚染物質の調査結果(令和元年度)

物質名	地点数	年平均値	環境基準
ベンゼン	4	0.48~0.92	3µg/m³以下
トリクロロエチレン	4	0.014~0.028	130µg/m³以下
テトラクロロエチレン	4	0.026~0.029	200µg/m³以下
ジクロロメタン	4	0.53~0.74	150µg/m³以下

用語解説

○二酸化硫黄

重油や石炭などの燃料に含まれている硫黄分が燃焼して発生する物質です。この物質は呼吸器系に 影響を及ぼしたり、酸性雨の原因にもなります。

○二酸化窒素

燃焼により発生した一酸化窒素の酸化で生成する物質で、呼吸器系に影響を及ぼします。

○浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒径 $10\,\mu$ m以下の粒子状物質のことをいいます。大気中での滞留時間が長く、呼吸器系に影響を及ぼします。

○微小粒子状物質(PM2.5)

大気中の浮遊粒子状物質のうち、粒径2.5 μ m以下の粒子状物質のことをいいます。 PM2.5 とも呼ばれ、粒径が小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、人への健康影響が懸念されています。

$\bigcirc p p m$

百万分率のことで、例えば 1m^3 の大気中にある物質が1 mL含まれている場合、その物質の濃度を1 ppmと表現します。

○有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれのある物質で、大気の汚染の原因となるものをいいます。

現在、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質として248物質がリストアップされており、そのうちベンゼン、トリクロロエチレンなど23物質がモニタリングなどの優先的な取組物質となっています。

2 大気汚染の防止対策

工場・事業場に対して法令に基づく排出基準を遵守するよう指導するとともに、一般環境大 気測定局や自動車排出ガス測定局の適正な配置による測定体制の整備を行い、県内の大気汚染 の状況把握に努めています。

また、稲わらスモッグの発生防止のため、稲わら焼き禁止の監視指導、啓発活動を行っています。





3 騒音・振動・悪臭の防止対策

(1) 騒音·振動

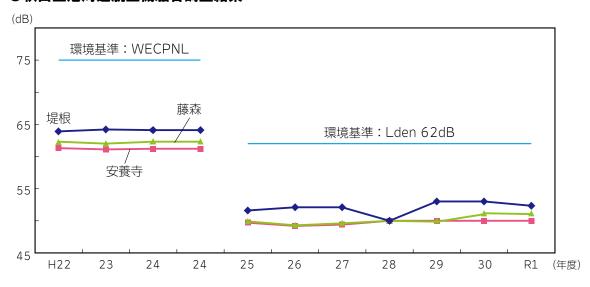
騒音については、騒音規制法に基づき規制地域として指定した13市2町において、振動については、振動規制法に基づき規制地域として指定した9市において、工場・事業場や建設作業から発生する騒音・振動の規制事務が行われています。

また、飲食店や家庭から発生する騒音については、「近隣騒音防止指導指針」を定め、騒音防止の指導を行っています。

このほか、自動車騒音については、平成24年4月1日より自動車騒音常時監視に係る権限が各市に移譲されたことに伴い、市の区域においては各市で、市以外の区域においては県で自動車騒音常時監視を実施し、環境基準の達成状況の把握に努めています。令和元年度は主要幹線道路57区間、延べ159.7㎞を評価した結果、6,858戸中6,634戸(96.7%)が昼間・夜間ともに環境基準を達成していました。

航空機騒音については、秋田空港周辺地域で調査を行っており、全測定地点で環境基準 (Lden 62dB) を達成していました。

○秋田空港周辺航空機騒音調査結果



※「航空機騒音に係る環境基準」の一部改正により、評価指標がWECPNL(加重等価平均感覚騒音レベル)から Lden(時間帯補正等価騒音レベル)に変更され、平成25年度から適用されています。

(2) 悪臭

悪臭については、悪臭防止法に基づき指定地域として指定した6市で、工場・事業場から発生する悪臭物質(アンモニア、メチルメルカプタンなどの22物質)の規制が行われています。

○騒音・振動規制法及び悪臭防止法に基づく指定地域の状況 (令和2年3月31日現在)

騒音規制法	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、 大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、五城目町、井川町
振動規制法	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市
悪臭防止法	秋田市、能代市、大館市、男鹿市、鹿角市、大仙市

水・土壌環境の保全

県内の河川、湖沼、海域及び地下水の良好な水質を維持するため、水質汚濁防止法や秋田 県公害防止条例に基づき、公共用水域や地下水の水質監視、工場・事業場の排水の監視指導 を行っています。

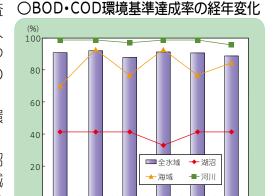
長期にわたり環境基準が未達成となっている八郎湖については、湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画を策定し、総合的な対策を進めています。

■ 水質汚濁の現況

(1) 公共用水域

令和元年度の河川及び湖沼、海域の水質調査の結果、水質汚濁に関する環境基準のうち、「人の健康の保護に関する項目(健康項目)」については、1地点で基準値を超えましたが、その他の調査地点では環境基準を達成しました。

また、「生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)」のうち、BOD(河川)、COD(湖沼・海域)の環境基準達成率は河川で95.7%、湖沼で41.7%、海域で84.6%でした。公共用水域全体では89.0%であり、経年的には横ばいの状況で推移しています。



(2) 地下水

地下水の水質の概況調査を県内の41地点で行ったところ、1地点で環境基準値を超えましたが、その他の地点では環境基準値を下回っていました。概況調査において環境 基準値を超えた地点については、汚染井戸周辺地区調査を実施しました。

また、これまでに地下水汚染が判明した18地区31地点で継続監視調査を実施した結果、9地区11地点で環境基準値を超過しました。

(3) 水質汚濁事故

令和元年度に県内で起こった油の流出や魚類のへい死等の水質関係の事故は57件であり、大半が灯油等の油の流出によるもので、その多くが貯油施設等の管理不備や給油時の作業ミス等でした。

2 水質汚濁の防止対策

(1) 公共用水域及び地下水

公共用水域及び地下水の水質汚濁状況などを把握するため、水質汚濁防止法に基づき、 測定計画を策定して水質の監視を行っています。また、人為的に地下水の水質が汚染された場合には、原因者に対して汚染浄化対策等を指導しています。

さらに、水質汚濁の一因である工場・事業場の排水対策として、立入検査により排水 基準の遵守を指導するとともに、生活排水対策についても、公共下水道、流域下水道、 農業集落排水施設等の整備促進や、生活排水も処理する浄化槽の普及促進を図っています。

(2) 三大湖沼対策

ア) 八郎湖

八郎湖の水質は、干拓事業が完了した後、徐々 に富栄養化が進行し、アオコが大量に発生する など、水質環境基準が確保されない状況が続い ています。

このため、平成19年12月に湖沼水質保全特別 措置法に基づく指定湖沼の指定を受け、平成20 年3月に「八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第 1期) | 、平成26年3月に「八郎湖に係る湖沼

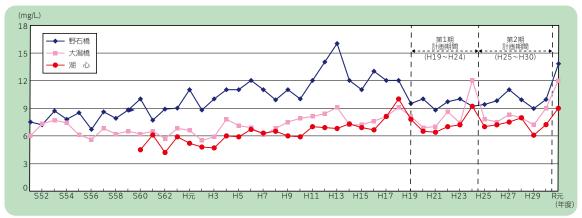


八郎湖

水質保全計画(第2期)」、令和2年3月に「八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第3 期) | を策定し、水質保全に資する各種事業を実施しています。

CODの経年変化は、3地点ともに、平成19年度以降横ばい傾向を示していました が、令和元年度は高温少雨の影響等により上昇しました。

○八郎湖のCOD75%値の経年変化



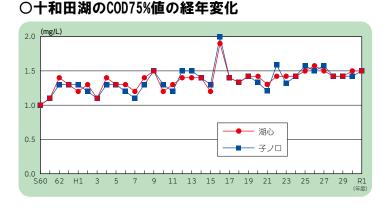
イ) 十和田湖

十和田湖は、長期的に水質環境基準を達成で きない状況にあったことから、平成13年8月に 青森県と協働で策定した「十和田湖水質・生態 系改善行動指針 (平成27年3月改定)に基づ き、水質・生態系改善のための各種取組を進め ています。

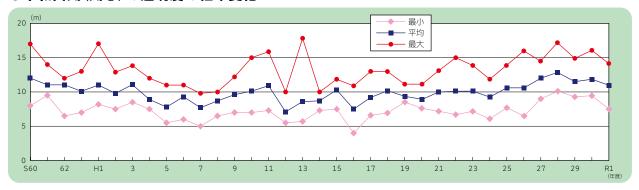
なお、令和元年度の水質調査結果は、湖心の COD (75%値) が1.5mg/L、透明度が10.9m でした。



十和田湖



○十和田湖(湖心)の透明度の経年変化

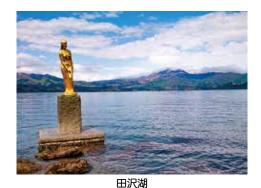


ウ) 田沢湖

田沢湖は、昭和15年に酸性河川の玉川から導水したことにより、pHが4.2(昭和45年頃)程度の酸性湖になりました。その後、平成元年の玉川酸性水の中和処理開始以降、田沢湖のpHは徐々に改善してきていましたが、平成14年度以降、玉川温泉の源泉(大噴)の酸度が上昇し、pHは低下傾向を示しました。しかし近年は横ばい傾向にあり、令和元年度のpHは5.0でした。

○田沢湖(湖心)のpHの経年変化





用語解説

○公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供する水域及びこれに接続する水路 (終末処理場に流入する下水道を除く。) をいいます。

○健康項目

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康を保護する上で、維持されることが望ましい基準として設定された項目です。重金属、揮発性有機化合物、農薬等の27項目が設定されています。

○生活環境項目

水質汚濁の中で、生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして定められた項目で、生物化学的酸素要求量(BOD)や化学的酸素要求量(COD)等の13項目が設定されています。

○BOD (生物化学的酸素要求量、Biochemical Oxygen Demand)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど汚濁が進んでいるといえます。

○COD (化学的酸素要求量、Chemical Oxygen Demand)

水中の有機物が酸化剤で化学的に分解された際に消費される酸素の量。湖沼・海域の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど汚濁が進んでいるといえます。

鉱山鉱害の防止対策

本県は、かつて国内有数の鉱山県でしたが、明治以降、近代化による大規模操業が行われ たことにより鉱害問題が発生しました。

本県におけるカドミウム等の重金属によ る汚染農用地の面積は1,891haで、このう ち1,822ha (9市町、25地域)を「農用 地の土壌の汚染防止等に関する法律」第3 条の規定に基づき、農用地土壌汚染対策地 域に指定してきました。

また、未対策地域やカドミウム汚染米の 発生するおそれのある地域については、生 産防止対策としてカドミウム吸収抑制のた めの土壌改良資材の施用や湛水管理の徹 底、流通防止対策として集荷時の自主ロッ ト調査等を行い、生産から流通に至る各段 階で、秋田米の安全性を確保しています。

なお、自主ロット調査等の結果、食品衛 生法の基準を超えた米については、県が全 量買い上げ後、セメント原料等に再利用し ています。



吉乃鉱山(横手市)坑廃水処理施設

4 土壌汚染の防止対策

土壌汚染対策法は、土壌汚染の状況の把握に関する措置及び汚染による健康被害の防止に 関する措置を定めること等により、人の健康を保護することを目的として、平成15年2月 15日に施行され、土壌汚染の存在する範囲を区域指定し、対策を講ずること等が定められ ました。

令和元年度末現在、県内では土壌汚染対策法に基づく指定区域として秋田市、横手市及び 湯沢市で、9区域が指定されています。

平成22年4月1日の改正土壌汚染対策法の施行に伴い、汚染土壌処理業者は処理施設毎 に許可が必要となりました。県内では、これまでに4業者5施設(うち秋田市に1業者1施 設) が許可を取得しています。

化学物質対策

私たちの身の回りでは、あらゆる分野で様々な化学物質が使用されており、その利用によって便利な生活を送っています。一方で、製品の製造や使用、廃棄の過程で環境中に排出され、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのあるものもあります。このような化学物質への取組として、県ではアスベスト対策やダイオキシン類の常時監視などを行っています。

■ アスベスト対策

アスベスト含有製品の製造工場の従業員のみならず、その家族や付近住民までも悪性中皮腫等の健康被害が明らかになったことから、アスベスト問題は大きな社会問題に発展し、国は「石綿による健康被害の救済に関する法律」の制定やアスベスト関係法令の改正を行いました。

県では、アスベスト除去作業現場の監視や作業現場周辺及び一般環境大気中のアスベスト 濃度調査を実施しているなど、アスベスト対策を推進しています。

2 ダイオキシン類の現況と対策

(1) 一般環境の現況

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、公共用水域の水質・底質、地下水質 及び土壌のダイオキシン類の状況について常時監視を行っています。令和元年度は、す べての地点で環境基準を達成していました。

○令和元年度ダイオキシン類常時監視結果

対	象	測定地点数	適合地点数	環境基準
大	気	5	5	0.6 pg-TEQ/㎡以下
水	質	16	16	1pg-TEQ/L以下
底	質	15	15	150pg-TEQ/g以下
地	下水	4	4	1pg-TEQ/L以下
土	壌	7	7	1,000pg-TEQ/g以下

(2) 発生源対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却施設等の設置者に対し、設置に 関する届出や自主測定の実施及び測定結果の報告等の指導を行うとともに、施設からの 排出ガスや排出水の排出基準検査(行政検査)を実施しています。

令和元年度に実施した行政検査では、排出ガス9施設、ばいじん1施設、焼却灰・燃え殻等1施設、排出水1施設でダイオキシン類の測定を行い、すべての施設で排出基準に適合していました。

3 PRTR制度の推進

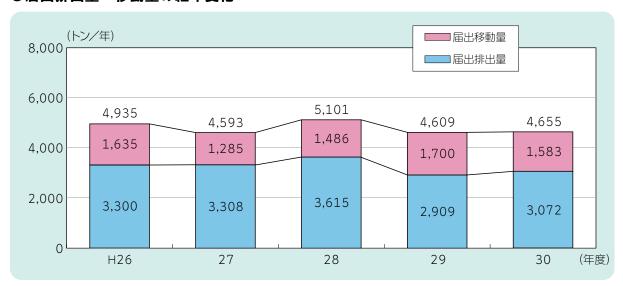
PRTR制度とは、有害性のおそれのある化学物質について、どのような発生源から、どれだけ環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれてどれだけ事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

○PRTRデータの流れ



県内の462事業所から届出された平成30年度における化学物質の排出量は3,072トン、 移動量は1,583トン、排出量と移動量の合計は4,655トンであり、平成29年度と比較し、 46トン増加しました。

○届出排出量・移動量の経年変化



廃棄物の発生抑制と循環利用、適正処理の推進

世界的な資源供給の制約や地球温暖化の問題が顕在化している中、循環型社会の構築をこれまで以上に推進していく必要があります。

本県では、平成28年3月に、大規模災害発生時における廃棄物処理や人口減少社会への対応などの新たな取組を加えた「第3次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、廃棄物の減量化に関する目標値を定めるなど、循環型社会の形成と廃棄物の減量、適正処理を総合的かつ計画的に推進しています。

一般廃棄物

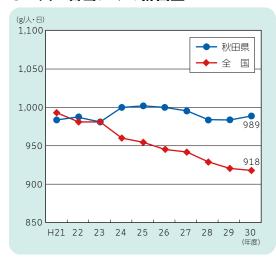
(1) 一般廃棄物の処理状況

平成30年度に排出されたごみの量は36.1万トンと、前年度から0.4万トン減少しています。

県民1人1日当たりでは989gを排出したことになり、近年は横ばい傾向で推移し、全国平均を71g上回っています。また、リサイクル率は15.9%であり、前年度と横ばいで推移しています。

なお、平成28年3月に策定した「第3次秋田県循環型社会形成推進基本計画」では、 令和2年度に県民1人1日当たり排出量940gとする目標を定めており、この実現に向 けて更なる減量化・リサイクルに取り組んでいく必要があります。

○1人1日当たりの排出量



○リサイクル率



(2) 一般廃棄物の処理対策

循環型社会の構築に向けて、10月を事業系廃棄物減量化月間と定め、建設業向けのセミナー等を開催しているほか、さまざまな主体に向けごみ減量化を推進するため「廃棄物減量化推進事業」を展開しています。

また、一般廃棄物処理施設については、全般的に施設の老朽化、処理能力の低下等が見られることから、監視指導を強化するとともに、市町村等に対して、維持管理の徹底と自主管理体制の強化、施設の計画的な整備について指導しています。

2 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の処理状況

令和元年度の中間処理実績は137.4万トンで、前年度に比べ、1.4万トンの増加となっています。平成22年度以降は処理業者による処理量が全体の9割を超える状況にあり、 県内で発生する産業廃棄物の中間処理のほとんどを処理業者が担っています。

最終処分については、安定型処分場で1.3万トン、管理型処分場で40.0万トン、合計で41.3万トンが埋め立てされています。このうち、事業者の自社処分量が16.6万トンと、最終処分量の40%、処理業者による処理は18.6万トンと、最終処分量の45%程度となっています。このほか、鉱山保安法適用施設で12.6万トンが最終処分されており、最終処分量は53.9万トンとなっています。

○産業廃棄物処理実績の推移

(単位:万トン)

年	慧	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
中間処理	里	130.0	147.7	134.6	134.2	130.5	122.4	146.0	181.4	136.0	137.4
最終処分	Ć	35.4	34.8	38.0	38.9	39.4	40.0	39.6	42.0	39.9	53.9

※最終処分には鉱山保安法適用分を含む。

(2) 産業廃棄物の処理対策

産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用や処理施設の適正な維持管理などについて、 排出事業者、処理業者等を指導しています。また、不法投棄や不適正処理を防止するため、全県8保健所に「環境監視員」及び専用の監視指導車を配置しているほか、各保健所管内に不法投棄監視カメラを設置するとともに、広域連携によるスカイパトロールなどを実施しています。

また、産業廃棄物の適正処理を推進するため、秋田県環境保全センターD区処分場を、 平成18年10月から供用開始しています。

能代産業廃棄物処理センターについては、事業者の倒産以降、県が維持管理を行ってきましたが、平成17年2月から、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の実施計画に基づき、国の財政支援を受けながら、汚水処理等の維持管理や遮水壁設置等の汚染拡散防止などの環境保全対策を講じました。

平成24年8月に、平成25年3月までであった同法の期限が令和5年3月まで延長されたことから、同法に基づく新たな実施計画(計画変更)を策定し、引き続き国の支援を受けて汚水処理等の維持管理などを行っています。

3 産業廃棄物税制度と県外産廃に関する事前協議・環境保全協力金制度

循環型社会を形成するためには、これまでの規制的手法に加えて、市場原理を活用した経済的手法が有効であるとの観点から、「秋田県産業廃棄物税条例」と「秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」を平成14年12月に制定し、平成16年1月から施行しています。

(1) 産業廃棄物税制度

産業廃棄物の発生抑制、減量化・リサイクルの促進に関する費用に充てることを目的 とし、最終処分場に搬入される産業廃棄物1トンにつき1,000円の税を排出事業者に負担していただいています。

(2) 県外産廃に関する事前協議・環境保全協力金制度

県外で発生した産業廃棄物を県内で処分するために搬入する場合、排出事業者は、その種類・数量についてあらかじめ県と協議を行い、その協議内容に基づき、産業廃棄物の適正処理を行い、次に掲げる処分目的別に環境保全協力金を納入することを内容とする協定を締結することとしています。

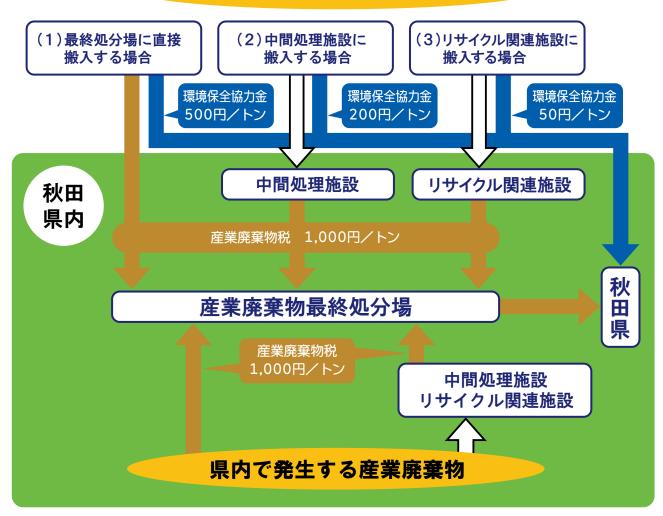
最終処分: 1トン当たり 500円 中間処理: 1トン当たり 200円 リサイクル: 1トン当たり 50円

(3) 産業廃棄物税及び環境保全協力金を財源とした事業

環境と調和した産業づくりの支援、秋田県認定リサイクル製品の普及拡大、産業廃棄物のリサイクル促進の研究、環境監視員による不法投棄監視活動等の事業に充当しています。

○産業廃棄物税と環境保全協力金の関係

県外で発生する産業廃棄物



- ━━▶ 産業廃棄物税 ※県内の最終処分場に搬入する場合に課税されます
- 環境保全協力金 ※県内での処理の区分により金額が異なります

4

秋田県認定リサイクル製品の利用拡大

(1) 秋田県リサイクル製品認定制度

県内のリサイクル産業の育成並びに資源の循環的な利用及び廃棄物の減量化を図り、 循環型社会の形成に資することを目的とした「秋田県リサイクル製品の認定及び利用の 推進に関する条例」が平成16年4月から施行されています。

県では、令和2年3月31日現在、一般廃棄物焼却施設から発生する溶融スラグ入りコンクリート製品や廃プラスチックを使った資材など、27品目、246製品を認定し、これらの製品の優先調達に努めています。

○秋田県認定リサイクル製品数の推移



(2) 秋田県認定リサイクル製品利用拡大推進事業

公共交通機関関連施設や宿泊施設、県内各地の自然公園等など、多くの利用者が見込まれる施設の整備において、認定リサイクル製品を利用することで、認定事業者の市場開拓や販路の拡大につながる施工機会を提供し、また、県民の方々に認定製品への理解を深めていただくため、秋田県認定リサイクル製品利用拡大推進事業を実施しています。

県立中央公園



東屋設置

環境関連イベント



PR展示

5 環境・リサイクル産業の振興

(1) 秋田県環境・リサイクル産業集積推進計画 (エコタウンプラン) の推進

本県では、廃棄物を原料とする新しいリサイクル産業を創出して、環境と調和したまちづくりを進めることを目的とした「秋田県北部エコタウン計画」に取り組んできました。本計画では、「豊かな自然と共生する環境調和型社会の形成」を目指し、「家電リサイクル事業」、「リサイクル製錬拠点形成事業」、廃プラスチックと廃木材を活用した「廃プラスチック利用新建材製造事業」など、様々な事業が展開されています。

また、北部エコタウン地域における環境・リサイクル産業の更なる集積を促進し国内外の一大拠点を目指すとともに、県全域における同産業の創出・育成を図り、持続可能な環境調和型社会を構築するための「秋田県環境・リサイクル産業集積推進計画(第2期秋田エコタウンプラン) | を新たに策定し、3つの重点方針に沿って事業を推進しています。

- ア) レアメタル等金属リサイクルの推進(都市鉱山開発)
- イ) 地域の特性や循環資源の性質に応じたリサイクル事業の支援
- ウ) 環境・リサイクル産業の育成



家電等使用済み製品

国内外からレアメタル等リサイクル資源特区に 搬入されるリサイクル対象金属系使用済製品の さらなる増加が目標

石炭灰発生量の増大

石炭火力発電所の新設による発生 量増加のため、有効利用への更な る取り組みの必要性

地域循環圏の形成等を通じた

地域循環圏の形成等を通じた資源 循環リサイクルにおける効率化の 必要性

再生可能エネルギーに関連する製品・設備

太陽光発電設備の国内の導入実態 を考慮した広域的な廃棄物対策の 必要性

リサイクル資源調達先の多様化

国での廃電子機器等輸入の円滑化 作業に合わせた、県内でのアジア のリサイクル資源確保に向けた取 り組みの必要性

本県の環境・リサイクル産業を取り巻く情勢

(2) 環境・リサイクル産業集積のための支援

県では、環境・リサイクル産業立地支援のための「環境調和型産業集積支援事業」、 環境・エネルギー型、資源素材型の企業が一定の規模で工場等を新設または増設し、新 規雇用を行う場合の「あきた企業立地促進助成事業」「はばたく中小企業投資促進事業」 など、独自の助成事業を行っています。

(3) レアメタル等の金属資源リサイクルの促進

本県では、レアメタル等金属資源リサイクルを促進するため、全国に先駆けて、携帯電話等の使用済小型家電の回収試験を行い、平成18年度の大館市を皮切りに、平成21年度からは県全域にエリアを拡大し回収を行いました。

また、総合特区(地域活性化総合特区)の申請を行い、平成23年12月に内閣総理大臣から「レアメタル等リサイクル資源特区」指定を受けました。これは、平成25年4月に施行された「小型家電リサイクル法」が制定されるきっかけとなりました。

今後もレアメタル等金属リサイクルを推進し、 リサイクル事業の拡大に取り組んでいきます。



回収された小型家電

公害紛争の処理及び環境事犯の取締り

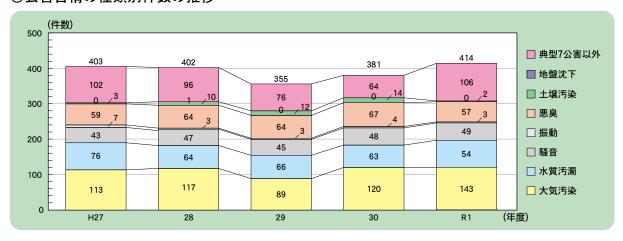
公害に関する苦情は、私たちの生活様式の変化に伴って多様化しています。これらに適切に対応するために、県や市町村、警察では窓口を設置し苦情の受理や適正処理 の推進を図っています。

□ 公害に関する苦情

令和元年度に県や市町村が新規に受付した公害苦情は414件で、平成30年度と比べて33件(8.7%)増加しました。

苦情件数を種類別でみると、典型7公害では、大気汚染に関する苦情が143件と最も多く、次いで悪臭が57件、水質汚濁が54件となっており、典型7公害以外では廃棄物投棄が106件中56件となっています。主な発生原因は、大気汚染では廃棄物の焼却(野焼き)、悪臭では家庭生活から発生する臭い、水質汚濁では油等の流出・漏えいなどとなっています。令和元年度の公害苦情処理率は96.6%でした。

○公害苦情の種類別件数の推移



🤈 公害に関する紛争の処理

公害に係る紛争については、民事訴訟による司法的解決とは別に、紛争を迅速かつ適切に 解決するため、公害紛争処理制度が設けられています。国では公害等調整委員会が裁定、あっ せん、調停及び仲裁を行い、県では公害審査会があっせん、調停及び仲裁を行っています。

令和元年度は、平成30年度に申請された調停事件1件の調停期日及び調停委員会を行いました。

3 環境事犯の取締り

警察では、日常の生活と健康を脅かしている悪質な環境犯罪を未然に防止するとともに、特に①「廃棄物の不適正処理事犯」、②「自然環境を破壊する事犯」、③「生活環境を侵害する事犯」に重点を置いて、取締りを推進しました。

令和元年(平成31年)中の環境事犯に関する事件の検挙数は74件で、前年と比較して1件増加しました。そのうち、ごみの不法投棄や不法焼却等を行った「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」の検挙は65件あり、検挙総件数に対する割合の約88%を占めています。

福島第一原発事故に伴う放射能対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、福島第一原子力発電所が被害を受け、 大量の放射性物質が放出されたことは、県民にも大きな不安を与えました。

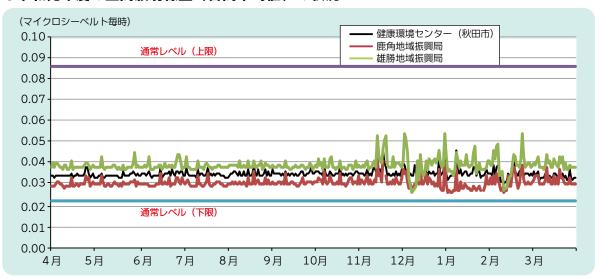
県では、この不安に対応するため、事故以降、大気、水及び農産物等の測定を行うととも に、その結果を速やかに県のウェブサイトで公表しています。

環境放射能

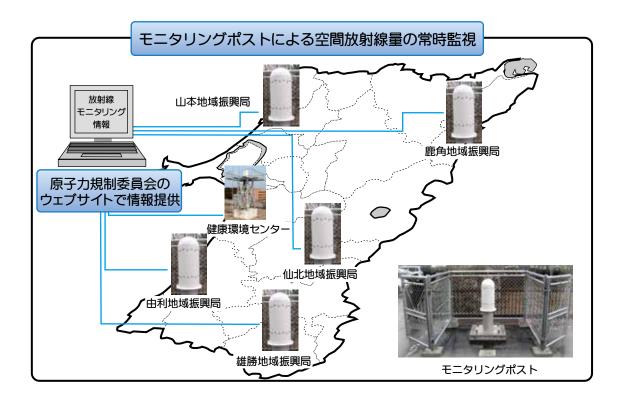
(1) 空間放射線量

大気中の放射性物質(空間放射線量)は、県内6箇所(県健康環境センター、鹿角地域振興局、山本地域振興局、由利地域振興局、仙北地域振興局、雄勝地域振興局)に設置したモニタリングポストにより24時間連続で観測しています。また、モニタリングポストを設置していない地域振興局では、月1回サーベイメータによる測定を実施しています。観測値は、一時的なものを除き、これまでの秋田市の通常レベルの範囲内(0.022~0.086マイクロシーベルト毎時)で推移しています。

○令和元年度の空間放射線量(日間平均値)の状況



測定箇所	測定値の範囲(10分間値)	測定期間	測定頻度
県健康環境センター	0.028~0.082		24時間
鹿角地域振興局	0.024~0.077		
山 本 地 域 振 興 局	0.034~0.100	平成31年4月1日 ~	
由 利 地 域 振 興 局	0.029~0.096	 令和2年3月31日	連続
仙 北 地 域 振 興 局	0.026~0.120	11/11/2 4 3/131	
雄勝地域振興局	0.024~0.110		
北秋田地域振興局大館福祉環境部	0.027~0.040	亚世21年 4 日20日	月1回
北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部	0.030~0.040	平成31年4月20日 ~	
秋田地域振興局福祉環境部	0.020~0.042	 令和2年3月20日	
平鹿地域振興局福祉環境部	0.040~0.060	1702437200	



(2) 水道水、降下物

県健康環境センターを検体の採取場所とし、水道水について年1回、精密測定を実施しました。また、雨やちりなどの降下物については、毎月、1か月分の降下物をまとめて測定しました。

水道水については、平成23年3月23日に2ベクレル/kgの放射性ヨウ素が検出されましたが、その後も管理目標値(10ベクレル/kg)を大幅に下回る状態です。降下物についても、平成23年3月から4月にかけて断続的に放射性ヨウ素やセシウムの濃度がわずかに上昇しましたが、その後は問題のないレベルとなっています。

(3) 農林水産物、流通食品ほか

県民の安全・安心を確保するため、野生山菜やきのこ、生乳などの県産農林産物及び流通食品等56検体、野生鳥獣肉4検体について放射能を調査しました。その結果、全ての検体において基準値(100ベクレル/kg、生乳は50ベクレル/kg)以下でした。

○令和元年度のゲルマニウム半導体検出器による放射能測定実績(精密検査)

区分	検体数	区分	検体数
農産物等(山菜、きのこ等含む)	12	流通食品	32
生乳	12	野生鳥獣肉	4

第3章

地球環境保全への積極的な取組

地球温暖化対策の推進

地球環境問題は、人間の様々な経済活動や日常の活動そのものが原因となっています。将来世代に良好な環境を継承していくためには、一人ひとりが地球環境の構成員であることを 自覚するとともに、これを郷土の問題として意識し、問題解決のために積極的に取り組むこ とが必要です。

本県では、平成23年3月に秋田県地球温暖化対策推進条例を制定するとともに、平成29年3月には「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画」を策定し、秋田県地球温暖化防止活動推進センターと連携しながら、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を進めることとしています。

秋田県地球温暖化対策推進条例及び秋田県地球温暖化対策推進計画

(1) 秋田県地球温暖化対策推進条例

平成23年3月に制定した「秋田県地球温暖化対策推進条例」では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、県が地球温暖化対策推進計画を策定することや、再生可能エネルギーの導入や森林吸収源対策などの秋田県の特性を踏まえた地球温暖化対策を推進することを定めています。

また、事業者の自主的かつ積極的な地球温暖化対策を促進するため、一定規模以上の事業者に事業活動に伴う温室効果ガス排出削減のための計画書及び実績報告書の提出を義務づけ、提出された計画書等を県が公表する「計画書制度」を導入しています。令和元年度末現在、該当する事業者は141事業者です。

条例の要点

- 〇県民一人ひとりが温暖化対策に取り組む責務があることを明らかにした上で、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進します。
- ○「秋田県地球温暖化対策推進計画」を策定し、地球温暖化対策を確実に推進します。
- ○温室効果ガスを一定以上排出する事業者等に、排出量削減に関する計画書と報告書の提出を 義務づけ、事業者等の自主的な省エネ対策を促進します。
- 〇再生可能エネルギーの導入や森林吸収源対策など、秋田県の特性を踏まえた地球温暖化対策 を推進します。

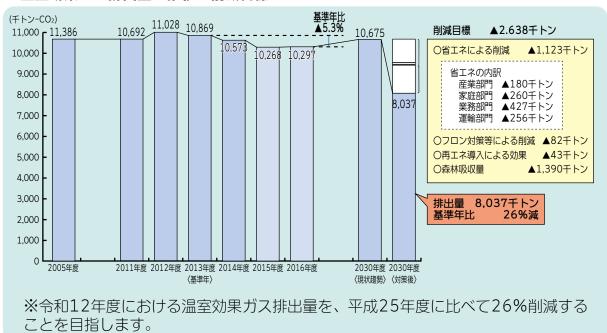
(2) 第2次秋田県地球温暖化対策推進計画

平成29年3月に策定した「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画」では、令和12年度の目標年度における温室効果ガスの排出量を、基準年(平成25年度)比で26%削減して8,037千トン-CO2(二酸化炭素換算)とし、「省エネルギー対策」「省エネ以外の排出抑制等対策」「再生可能エネルギー等の導入」「森林吸収量の確保」について重点的に取り組むほか、環境教育や普及啓発活動による県民運動を展開することにしています。

2 秋田県における温室効果ガスの排出状況

2016年度(平成28年度)の県内の温室効果ガスの排出量は10,297千トン-CO2(二酸化炭素換算)であり、二酸化炭素の排出量はその約9割を占める9,427千トン-CO2でした。2011年(平成23年)の東日本大震災後、石炭火力発電所の稼働率の上昇に伴い、温室効果ガスの排出量が増加しましたが、2012年度(平成24年度)を境に、減少傾向に転じています。

○温室効果ガス排出量の推移と削減目標



○部門別二酸化炭素排出量の推移



3 地球温暖化防止のための普及啓発等

(1) 事業者における省エネの推進

事業者向けの省エネルギーセミナーとして、我が国のエネルギーは多様な課題に直面 しており、中でも企業活動に強い影響を与える低炭素化を進めるには、エネルギー需要

の電化と電源の低炭素化が有効であるとした外部講師による基調講演、省エネ支援団体による支援概要や事業者が省エネに取り組んだ実例などを紹介した「事業者応援!あきた省エネセミナー」を、令和元年11月11日の横手市、12日の秋田市の2会場にて開催し、両会場合わせて200名の参加を得ました。



事業者応援! あきた省エネ セミナーの様子

(2) 省CO₂型住宅の普及

「あきた省エネ住宅普及促進協定」を締結した住宅メーカー16社を中心に、モデル住宅展示場2か所に省エネ住宅に関するリーフレットを設置し、来場者への省エネ住宅の普及に努めました。

(3) エコドライブ推進運動

平成21年度からエコドライブに取り組む旨を宣言した事業所を「エコドライブ宣言事業所」として登録し、県のウェブサイトで事業所・団体名、取組事例を紹介しています。令和元年度末現在、94事業所が登録しています。

(4) 見てわかる温暖化防止活動事業

地球温暖化対策について身近で手軽にできる取組を紹介するテレビCMを制作し、地球温暖化防止月間である12月に放映しました。県内民放3局により期間内に48回放映し、インターネット上でもYouTube動画広告として公開し48,000回以上再生されるなど、県民に「できることからはじめよう」という意識の醸成と具体的な取組を促進する普及啓発を図りました。

4

再生可能エネルギー等の導入の推進

(1) 再生可能エネルギー等の導入状況

平成29年3月に策定した「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画」では、太陽光発電などの再生可能エネルギー等について、令和12年度を目標年度とする目標値を定めて導入を推進しています。

○再生可能エネルギー等の導入状況と目標

OHI-182-4477 1 4	4) 4) (1)(1)(C D	1101			
	導入量及び目標				
種類	実績区分	導入実績	目標	原油換算	CO ₂ 削減効果
	(単位)	H30年度	(R12年度)	(kL)	(千トン)
太陽光発電	設備容量 (kW)	268,540	255,000	45,808	84
風力発電	同上	439,604	815,000	695,617	1,277
バイオマス発電	同上	112,650	110,800	132,713	244
水力発電	同上	302,648	310,000	298,335	548
地熱発電	同上	88,300	130,300	245,592	482
太陽熱利用	原油換算(kL)	28	40	40	0.1
バイオマス熱利用	使用量(t)	57,505	109,600	19,824	40
温度差熱利用	設備容量 (kW)	6,141	8,848	436	0.7
雪氷熱利用	設備容量(t)	2,039	4,000	37	0.07
バイオマス燃料製造	生産量 (kL)	40	123	103	0.2
コージェネレーション・ 燃料電池	設備容量 (kW)	44,599	80,000	*	*
次世代自動車(※)	登録台数(台)	74,730	155,000	*	*

[※]コージェネレーション・燃料電池及び次世代自動車による削減効果は省エネルギー対策による効果に含まれるため、削減効果 にはカウントしない。

(2) 防災拠点等への再生可能エネルギーの導入

平成24年度から平成27年度末まで、国の再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金を活用し、県や市町村などの防災拠点等に太陽光発電設備等の導入を進めました。



県庁舎に設置した太陽光発電設備

[※]P28の「温室効果ガス排出量の推移と削減目標」にある「再エネ導入による効果」には、自家消費分のみをカウントしている。

オゾン層保護・酸性雨対策の推進

1 オゾン層保護のための施策

県では、フロン排出抑制法に基づくフロン類充塡回収業者の登録を行うとともに、フロン類の充塡・回収及び引渡しが適正に実施されるよう登録業者に対し、令和元年度は32件の立入検査を行いました。

2 酸性雨対策

酸性雨とは、pH(水素イオン濃度指数)5.6以下の酸性を呈する雨で、工場・事業場や自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の汚染物質が大気中で酸化され、水に溶け

やすい物質となり、雨滴の生成過程や降水の途中で取り込まれて降り注ぐ現象です。

県では、平成2年7月から1週間ごとのpH等のモニタリング調査を実施しています。

令和元年度は県内3か所で測定しており、 酸性雨が観測されていますが、これまで樹木 等への被害は報告されていません。

全ての地点における降雨・降雪のpHは、 ほぼ横ばいで推移しています。

○降雨・降雪の p H の経年変化 (全調査地点の平均値)



国際協力の推進

| 古林省環境保護局との環境交流

「秋田県環日本海交流推進協議会 環境交流部会」(事務局:秋田県生活環境部環境管理課)では、環日本海交流の一環として、平成17年度から、中国吉林省から交流員を受け入れています。令和元年度は、秋田県から1名の職員が吉林省を訪問し、吉林省の環境施設の視察や環境行政職員との意見交換を実施しています。

環境保全に向けての 全ての主体の参加

環境教育・環境学習の推進

私たちは、環境を保全し、損なわれた環境は再生して未来の世代に引き継いでいかなけれ ばなりません。

地球温暖化など、私たちの日々の生活や行動を通して環境に与える影響について、正しく 理解し、ライフスタイルを見直すため、また、自ら進んで環境問題に取り組む人々の輪を拡 げるためには、学校教育や社会教育などのあらゆる場面で環境教育を推進することが一層重 要となってきています。

環境教育の推進

環境教育は、1972年のストックホルム人間環境宣 言においてその重要性が指摘されて以来、持続可能な 社会を実現する重要な手段として国際的な議論も積み 重ねられてきています。県では、平成26年3月に「秋 田県環境教育等に関する行動計画 を作成し、持続可 能な社会の実現、そして50年後の県民に贈る「水と緑 の秋田」をつくるため、環境保全活動や環境教育に関 わる施策等を推進しています。



(1) 学校における環境教育

学校では、「ふるさと教育」における自然体験を通して、自分たちの地域や自然に積 極的に関わろうとする意欲や態度の育成を図ったり、また、総合的な学習の時間などで は環境問題を取り上げて指導したりするほか、次のような体験活動も行っています。

主な体験活動(令和元年度)	小学校	中学校	
ボランティアなど社会奉仕活動	164 (85.9%)	99 (89.2%)	
美化清掃活動	89 (46.6%)	76 (68.5%)	
自然に関わる体験活動	190 (99.5%)	78 (70.3%)	

(左:学校数、右:全学校数に占める割合)

そのほか、県では、教育現場における環境学習を推進するため、令和元年度は小・中学 校10校を環境教育支援校として指定し、観察や実験に必要な器具等を提供するなどの 学習支援をしました。

○令和元年度環境教育支援校

大館市立成章小学校、大館市立長木小学校、秋田市立旭川小学校、 にかほ市立平沢小学校、横手市立雄物川小学校、秋田市立秋田東中学校、 由利本荘市立西目中学校、美郷町立美郷中学校、湯沢市立湯沢南中学校、 県立秋田南高等学校中等部

(2) 環境あきた県民塾

環境問題に関する学習機会を提供し、地域における環境保全活動の実践者やリーダーとなる「あきたエコマイスター」を育成することを目的に、平成16年度から開講しています。

令和元年度は、地球温暖化、身の回りの化学物質などの講義や水質測定、自然観察、施設見学などの体験学習の全9回の講座を実施しました。受講生51名のうち、26名が修了し、その全員が「あきたエコマイスター」に登録されました。



環境あきた県民塾 携帯電話の分解実習の様子

(3) あきたエコマイスターの活動

令和元年度末現在、266名の方が「あきたエコマイスター」として県に登録されています。あきたエコマイスターは、県北・県央・県南の各協議会に所属し、協議会ごとに一般の方たちとともに地域の清掃活動に取り組んだり、講演会などの企画運営を行ったり、環境イベントへブースを出展するなどして、地域住民の環境保全意識の高揚のために活動しています。



エコ・クッキングの開催

(4) こどもエコクラブ

こどもエコクラブは次代を担う子どもたちが、仲間と一緒になって地域の環境や地球環境問題などについて学び、具体的な活動が展開できるよう支援することを目的として実施している事業です。

令和元年度に本県では、35クラブ、2,862人の子どもたちが会員として登録し、各種自然保護活動や河川の水質調査などの環境活動を行いました。



こどもエコクラブの活動報告集

(5) 体験の機会の場の認定

「環境教育等促進法」に基づく「体験の機会の場」として、「東北電力株式会社能代火力発電所及び能代エナジアムパーク」(能代市)を平成28年3月に認定しています(県内第1号、全国で12番目の認定)。令和元年度は、5,443名が来場し、見学を通じて地球環境の大切さ、エネルギー資源の重要性、環境保全を推進する取組について理解が図られています。



東北電力(株)能代火力発電所の見学

7 環境保全に関する啓発事業

(1) あきたエコ&リサイクルフェスティバル

県民、企業などとのパートナーシップの下、様々な催しものを通じて楽しみながら身近な「環境」について考えるイベントです。



会場の様子

〇令和元年度(第19回)の実施状況

時:令和元年8月31日、9月1日

場 所:秋田駅前アゴラ広場、買い物広場大屋根下出展・協賛数:企業、団体、行政機関等 計67団体

(2) 「環境の達人」 地域派遣事業

環境に関する学習会に講師を派遣し、環境を大切にする意識の醸成に努めています。

令和元年度は、廃油を使ったエコ・キャンドル講座など47講座に講師を派遣し、1,785人が聴講しました。



エコ・キャンドル作成体験の様子

(3) 環境大賞の表彰

環境保全に関する実践活動が他の模範となる個人又は 団体を「環境大賞」として表彰しています。

3 つの部門に対して17件の応募があり、次の5件が 「環境大賞」に選考されました。



環境大賞受賞者

○令和元年度受賞者

部	門	受 賞 者	活動内容
個	人	加藤啓次郎	自然環境の保護と限りある資源活用
寸	体	特定非営利活動法人松林・あらや	新屋松林再生プロジェクト
ব	体	秋田市環境活動推進協議会	環境美化活動とゴミの減量化の推進
ব	体	本荘海岸林を守る会	持続可能な開発を考えた自然と生活環境の改善
寸	体	米代川源流自然の会	鹿角の自然を守り、その良さを後世に

(4) あきた環境学習応援隊事業

講師派遣や施設見学など、環境保全活動に積極的な企業・団体等を「あきた環境学習 応援隊」として登録し、登録した内容を県民に提供することで、応援隊の活用を促進します。

令和元年度は新たに4事業者が加わり、22事業者が登録されています。登録した情報はリーフレットやDVDにまとめ、県内小中学校等へ提供をしています。

(5) あきエコどんどんプロジェクト

スマホアプリを活用し、省エネ機器の購入やレジ袋の辞退などの環境にやさしい取組(エコアクション)を気軽に楽しく実践してもらう取組を行っています。令和元年は、約10種類のエコアクションを設け、多くの事業者の協力を得ながら、その取組を展開しています。



環境に配慮した自主的行動の推進

本県は、世界遺産である白神山地をはじめとする豊かな自然環境に恵まれ、私たち県民は その下で生活しています。しかし、近年の生活様式の都市化に伴い、ごみ処理問題などの身 近な環境問題から地球温暖化などの地球規模での環境問題に直面しています。

こうした問題に適切に対応し、豊かな環境の恵みを次の世代に引き継いでいくため、県内でも企業や各種団体等による様々な環境保全活動が行われていますが、今後はこれらの活動主体間の連携や交流を図り、広範な県民運動に発展させていく必要があります。

民間団体との協働推進

平成14年3月、県民や企業、各種団体等による環境保全活動の推進母体として「特定非営利活動法人環境あきた県民フォーラム」が設立されました。

環境あきた県民フォーラムでは、県民向けの地球温暖化の現状と対策を広く啓発するためのセミナーや小学生を対象とした環境学習会を開催するなど、地球温暖化防止活動に関する普及啓発に努めています。

この他にも、ストップ・ザ・温暖化あきた県民会議 やあきたエコマイスター協議会など様々な団体がクリ ーンアップや環境イベントへの出展などの環境保全活

動を展開しており、環境配慮の取組は広がりをみせています。



地球温暖化に関するセミナー

広域的な協力体制

行政間の広域的な協力体制の構築

青森・岩手の両県と協力して、作成している北東北三県共通環境ワークブックの児童用冊子「あかるい未来につなぐ大切なふるさと&地球」を、県内の小学校に配布しています。

令和元年度は、児童用冊子を県内すべての小学5年生に配布 し、教師用バインダー式教材、ワークシートは県のウェブペー ジに掲載しダウンロードして活用できるようにしています。

○令和元年度の配付部数

児童用冊子:7,800部



第5章

共通的・基盤的施策の推進

県では、環境保全の促進を図るため、環境影響評価の推進や公害防止協定の締結を行っています。

また、「環境マネジメントシステム」を構築し、県自らが環境配慮に率先して取り組んでいます。

■ 環境影響評価の推進

環境影響評価(環境アセスメント)は、事業者が土地の形状の変更、工作物の新設その他これに類する事業を実施しようとするとき、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民や市町村などから意見を聴き、その事業に係る環境の保全について適正に配慮しようとするものです。

県では、平成12年7月に「秋田県環境影響評価条例」を制定し、道路、河川、発電所、廃棄物処理施設、工場・事業場用地造成事業など18種類の事業を環境影響評価の対象としています。



環境マネジメントシステムの推進

県の事務・事業において環境に与える負荷を低減する取組を継続的に推進するため、県では、環境マネジメントシステムを構築し、平成13年3月にはISO14001の認証を取得しました。

この認証は、平成21年度末をもって更新を行わず、平成22年度からは、これまでのノウハウを活かした県独自のシステムである「あきたエコマネジ

【環境マネジメントシステム】



メントシステム」を新たに構築し、引き続き環境配慮に取り組んでいます。

3 公害防止協定

公害防止協定は、自治体などと事業者との間で、公害を防止するため事業者がとるべき措置などについて取り決めるもので、法律や条例による規制を補い、地域の環境保全について一層の促進を図ろうとするものです。

県では、主要企業5社6事業所と地元市を加えた三者で公害防止協定を締結しています。

○「あきた県庁出前講座」」全な環境関係講座

あきた県庁出前講座とは、県民の要請に応じて県職員が講師として伺って実施するものです。

主な講座	講座概要	担当課	電話番号	FAX番号
環境保全活動について	現在の環境問題と、それに対する環境保 全活動について(環境保全活動、環境教 育・環境学習)	温暖化対策課	018- 860-1560	018- 860-3881
家庭における地球温暖化対策について	地球温暖化の概要日常生活でできる省エ ネや住宅リフォーム等について	温暖化対策課	018- 860-1573	018- 860-3881
廃棄物について	廃棄物処理の現状について廃棄物の減量 化やリサイクルについて(秋田市を除く 各地域振興局福祉環境部でも受付可。)	環境整備課	018- 860-1622	018- 860-3835
大気・水質環境対策について	身の回りの大気や水質の状況と、環境保 全の必要性について	環境管理課	018- 860-1571	018- 860-3881
クマの生態と対策について	ツキノワグマの生態や県内の生息状況、 被害対策に関する内容	自然保護課	018- 860-1613	018- 860-3835

- ※ご希望の方は、担当課へ直接お電話ください。日程・内容等について伺います。
- ※講師への謝金や旅費は不要です。会場使用料、有料の資料等が必要な場合は申込者の負担となります。
- ※この他の講座や実施要項、申込書等については、秋田県公式サイト美の国あきたネットに掲載しています。

○各地域における環境に関する窓回

機関名	電話番号	管 轄 地 域
北秋田地域振興局大館福祉環境部	0186-52-3953	鹿角市、大館市、小坂町
北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部	0186-62-1167	北秋田市、上小阿仁村
山本地域振興局福祉環境部	0185-52-4331	能代市、三種町、八峰町、藤里町
秋田地域振興局福祉環境部	018-855-5173	男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
由利地域振興局福祉環境部	0184-22-4121	由利本荘市、にかほ市
仙北地域振興局福祉環境部	0187-63-3694	大仙市、仙北市、美郷町
平鹿地域振興局福祉環境部	0182-45-6139	横手市
雄勝地域振興局福祉環境部	0183-73-6157	湯沢市、羽後町、東成瀬村
秋田市環境部環境総務課	018-888-5702	秋田市



秋田県地球温暖化防止 マスコットキャラクター あすぴー



秋田県認定リサイクル製品 認定マーク



秋田県環境美化マスコット クリンちゃん



八郎湖水質保全 シンボルキャラクター 清龍(せいりゅう)くん

令和2年版 環境白書概要版 (令和2年12月)

秋田県生活環境部 環境管理課

TEL: 018-860-1571 FAX: 018-860-3881 E-mail: kankan@pref.akita.lg.jp

